

スムーズな資産承継を実現する

トリニティ・テクノロジーの「家族信託」活用サポート

オーダーメイドの資産ニーズに 相続の前から後に至るまで ワンストップで応える

金

融資産の運用、不動産の活用、自社株承継など、

経営者個人が抱える資産の悩みは多岐にわたる。できることから、単一の分野にとどまらずお客様の資産をトータルでサポートする提案が望ましい。

その方法の一つとしていま注目を集めているのが、「家族信託」だ。これは信託を活用して資産の保全や承継・管理をより

スムーズにする財産管理手法。近年は取扱件数が増えており、経営者が資産を円滑に承継するために活用するケースも多いという。

この家族信託の分野でトップクラスのサポート実績を誇るのが、家族信託専門の司法書士を数多く擁するトリニティ・テクノロジーだ。同社のサービスなどを紹介しながら、家族信託の

メリット、地域金融機関による活用の可能性などをみていく。

認知症に伴う 資産凍結に備えられる

まず家族信託の仕組みから説明しよう。

「信託」とは、契約する人（委託者）が、財産の管理や運用・処分などを信頼できる人（受託者）に託し、その結果の利益をあらかじめ決めた人（受益者）に渡していく仕組みだ。高齢化が進んで信託に求められる役割も変化の中で2007年に改正信託法が施行、信託はより自由度の高い制度となった。そこで生まれたのが、自分の財産管理を任せる受託者を家族とする家族信託である。

特に期待されているのが、認知症対策となる点だ。認知症で判断能力を失うと、預金の払戻し、不動産の売買、自社株の贈与といった法律行為ができなくなる。25年には高齢者の5人に

一人が認知症になるという予測もあり、認知症対策は大きな問題だ。

「相続の対策といえば、家族信託が始まる以前は相続税対策、納税資金対策、家族間でもめる『争族』対策の3つでしたが、これらはいずれもご本人様の亡くなった後への備えです。家族信託は、これら3つだけでなく、高齢化とともに顕在化した亡くなる前の認知症対策に活用できる点が特徴的です」（トリニティ・テクノロジー磨代表）

遺言書や遺言代用信託といった手段は争族対策などに役立つものの、相続発生後の対処が中心となり、認知症など相続前の問題には対処しづらい。認知症対策では弁護士などがサポートする成年後見制度もあるが、家庭裁判所を通す手続きが煩雑なうえ高額資産の処分等は制限を受けるといった側面もある。

一方、家族信託は異なる。例えば、委託者が家族信託を契約



◀▼セミナーで家族信託について
情報発信する磨代表



トリニティ・テクノロジー株式会社
代表取締役

磨 和寛